

## 鹿児島市重度身体障害者自立促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度身体障害者で、自動車以外の移動交通手段を利用することが困難なため自ら自動車を運転することにより、社会参加が可能になるものに対し、自動車の燃料購入費用の一部を助成することにより、社会参加を容易にし、もって重度身体障害者の自立促進を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 自動車の燃料購入費用に対する助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に居住し、下肢又は体幹不自由により身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級又は2級に該当するもの

(2) 本人が所有する自動車を自ら運転する者

(3) 前年の所得について所得税を課せられていない者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）

2 鹿児島市市障害福祉に関する寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項第3号の所得税課税所得金額の算定を行うものとする。

### (登録申請)

第3条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿児島市重度身体障害者自立促進事業対象者登録申請書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (登録決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容について審査のうえ、登録の可否を決定したときは、鹿児島市重度身体障害者自立促進事業登録決定通知書（様式第2）又は、鹿児島市重度身体障害者自立促進事業登録申請却下通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定より登録することが適当であると認めた者（以下「受給対象者」という。）を鹿児島市身体障害者自立促進事業登録台帳（様式第4）に記載するものとする。

### (支給申請)

第5条 受給対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、鹿児島市重度身体障害者自立促進事業助成金支給申請書（様式第5）に必要な書類を添えて当該年度の末日（その日が日

曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で、日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。

（支給決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の支給額の決定を行い、鹿児島市重度身体障害者自立促進事業支給決定（却下）通知書（様式第6）により、受給対象者に通知し、鹿児島市身体障害者自立促進事業受給者台帳（様式第7）に必要事項を記載するものとする。

（支給額等）

第7条 助成金の支給対象となる自動車の燃料購入費用は、第3条の規定による申請のあった日の属する翌月初日以降の燃料購入費用相当額とする。

2 助成金の支給額は、別表に掲げる自動車の種類に応じ同表の右欄に掲げる単価に当該年度の燃料使用量（この量が180リットルを超えるときは、180リットル）を乗じて得た額以内とする。

（登録事項変更届）

第8条 受給対象者は、登録事項に変更があったときは、鹿児島市重度身体障害者自立促進事業登録事項変更届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（登録抹消届）

第9条 受給対象者は、第2条に規定する各号のいずれかに該当しなくなったときは、速やかに鹿児島市重度身体障害者自立促進事業登録抹消届（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をするなど、不正に助成金を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に鹿児島市において重度身体障害者自立促進事業の利用対象者として登録決定を受けている者については、この要綱の定めるところにより利用対象者の登録がなされたもの

とみなす。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 3 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日（以下「編入日」という。）前にこれらの町に住所を有していた者で鹿児島県重度身体障害者自立促進事業実施要綱（以下「県要綱」という。）第5条第1項に規定する受給資格者として登録されているものについては、第4条第2項に規定する受給対象者としての登録がされたものとみなし、編入日以降の燃料購入費用相当額を助成金の支給対象とする。この場合において、第7条第2項の規定にかかわらず、平成16年11月分及び同年12月分の燃料購入費用については、既に県要綱の規定に基づく平成16年度分の助成金の決定を受けている場合は、180リットルから当該支給を受けた助成金の額に相当する燃料使用量を差し引いた燃料使用量について支給し、平成17年1月から3月までの3か月分の燃料購入費用については、合計燃料使用量について45リットルを上限として支給する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

| 自動車の種類            | 単価          |
|-------------------|-------------|
| 燃料としてガソリンを使用する自動車 | 1リットル当たり40円 |
| 燃料として軽油を使用する自動車   | 1リットル当たり18円 |